

「安全衛生推進者養成講習」のご案内

令和7年7月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法により、労働者数10人～49人の事業場では、業種により安全衛生推進者又は衛生推進者の選任が義務付けられています。このうち、安全衛生推進者の養成講習を以下により実施しますので、受講いただきますようご案内いたします。

1 日時 (受付 8:40～8:55)

令和7年12月11日(木) 9:00～17:20 及び

令和7年12月12日(金) 9:00～12:10 【学科 10時間】

2 場所 鳥取県労働基準協会会館 (鳥取市若葉台南1丁目17番地)

3 日程

科目	時間
安全管理	2時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
作業環境管理及び作業管理	2時間
健康の保持増進対策	1時間
安全衛生教育	1時間
安全衛生関係法令	2時間

4 受講料 15,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含)

(消費税10% 内税1,363円)

5 申込方法 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。
受講料は、振込又は持参にてお支払いください。(振込手数料はご負担ください)
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。

申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)

FAX 0857-52-5061

登録番号 T5270005000526

口座 鳥取銀行 鳥取支店 普通 0051204

名義人 (一社) 鳥取県労働基準協会東部支部

6 受講申込・受講料支払期限 令和7年11月27日(木) なお、定員60人とします。

7 その他 (1) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。

(2) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。

(3) 新型コロナウイルス等感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。
発熱等のある方は受講を差し控えてください。

(4) 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕を持って会場にお越しください。

(5) 会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先 鳥取県労働基準協会東部支部 TEL 0857-52-5060 担当 平井

FAX 0857-52-5061

安全衛生推進者養成講習 受講申込書

令和7年12月11日(木)～12日(金)開催

フリガナ 氏 名	生 年 月 日

※ 修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会（ 会員事業所 ・ 非会員 ） どちらかに○をしてください。

受講者数（ 人 ） 受講料合計（ 円 ）

上記のとおり申し込みます。受講料は 月 日に（ 振込 ・ 現金払い ）します。

（申込・受講料支払期限は令和7年11月27日(木)です。）

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204

名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部

※インボイス希望（ する ・ し ない ）（どちらかに○印をして下さい。）

希望する場合はどちらかに○印をして下さい。（ 請求書 ・ 領収書 ）

令和7年 月 日

〒

所在地

事業所名

業種

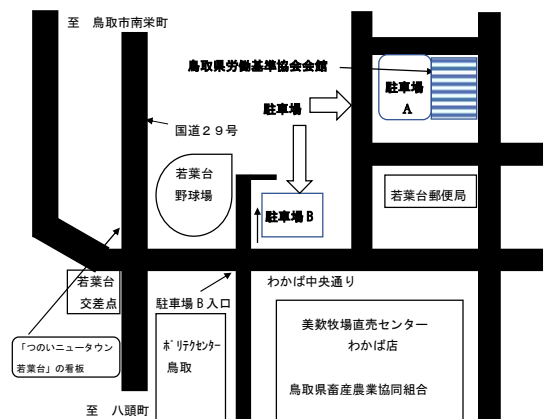
Tel

Fax

（ご担当 ）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

駐車場の案内



○ 鳥取県労働基準協会会館の駐車場 A が満車の場合、駐車場 B（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。